

あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい！
子育て応援サイトQR



児童手当・特例給付と母子家庭等医療費助成の申請が始まります

現況届・助成申請は6月末までに

☎子育て応援課 ☎ 36-7159



児童手当・特例給付

中学校修了までの子どもを養育する保護者が、6月以降の児童手当・特例給付を受給するために、6月末までに「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要です。7月以降に提出した場合、11月以降の振り込みとなる場合がありますので、ご注意ください。
なお、2019年2～5月分手当の振込日は、6月14日(金)です。



提出書類

- 児童手当・特例給付現況届
- 対象者に支払通知と一緒に郵送
- 受給者の健康保険証の写し
- その他、別途書類の提出を求められる場合があります。

提出期限／6月28日(金)まで(郵送可。当日消印有効)

提出場所／子育て応援課、各支所
地域総合課

受付時間／午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※公務員は、勤務先で手続きしてください。

【休日受付を行います】
とき／6月15日(土)・16日(日)
午前9時～11時30分
ところ／市役所子育て応援課、初倉公民館、六合公民館

※16日(日)は、市役所子育て応援課でのみ受け付けます。

母子家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの皆さんの、医療費を助成します。対象となる人は、子育て応援課へご相談ください。現在認定されている人には、5月中に通知を郵送します。引き続き要件に該当する人は、6月中に更新申請をしてください。
※未婚のひとり親の人に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

対象／平成30年分の所得税が非課税の世帯で、次のいずれかに該当する人

- 20歳未満の子どもを扶養している、母子家庭または父子家庭の母・父とその子ども
- 両親のいない20歳未満の子ども

助成額／保険診療の自己負担額の全額(入院時食事標準負担額分は除く)

申請期間／6月3日(月)～28日(金)

※7月以降の申請の場合、申請日の翌日からの認定となります。

提出書類／戸籍謄本、健康保険証(申請者と子ども)、申請者名義の通帳、印鑑

※平成31年1月1日以前に市外に住んでいた人は、所得(課税)証明書が必要です。

地域で育児の助け合い

育児の援助を受けたい人(委託会員)と支援したい人(受託会員)が会員になり、地域で育児を助け合う組織です。受託会員は、子育ての経験がある人で、受託会員研修会を受講した人に限ります。

☎島田市ファミリー・サポート・センター ☎ 35-1851

地域で育児をサポートします

ファミリー・サポート・センター会員募集



援助内容

- 保護者が用事を済ます間、受託会員自宅での預かり
- 放課後児童クラブや習い事への送迎など

対象／0歳(生後2カ月)～小学6年生までの子どもがいる保護者

利用料金／1時間600～700円(入会金・年会費は無料)

委託会員／必ず利用前に、電話でセンターへ

受託会員要件

- 自宅で子どもを預かれる人
- 子育ての経験を生かし、社会参加をしてみたい人
- 会員研修会を受講した人

【受託会員研修会】
とき／6月13日(木)・19日(水)・27日(木)・7月5日(金)・11日(木)
いずれも午前10時～正午

※6月13日のみ午前9時～正午
ところ／こども館多目的室

※6月13日のみ島田消防署会議室
申し込み／電話でセンターへ
持ち物／筆記用具

※6月13日は動きやすい服装。